

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

■家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることが義務づけられ、魚沼市において実施する事業の「最低基準」を定めることになりました。

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、市による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、以下の保育事業（家庭的保育事業等）を地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下の小規模な保育施設において、保育を実施する事業。
家庭的保育事業	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅その他様々なスペースにて、家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象とする事業。
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、1対1の保育を基本とする事業。
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

※家庭的保育事業等は、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や保育の実施場所等により区分されます。

■家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国の府省令で定める基準を踏まえ、「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づいて定めなければならないとされています。

基準の種類	基準の内容	異なる基準を定めることの許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない。	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

■家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の制定に係る魚沼市の基本的な考え方

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を魚沼市の基準とするものとします。